

令和3年度 尾道市立向東小学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、本校の教育目標を達成するため、めざす児童像を育成するためのものである。また、児童が充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

学校という集団生活の場において、すべての児童が安全かつ安心して学校生活を送り、そして、将来にわたって社会の一員として規則を守る大切さを学び、自分を律する心や態度を養うことを目指し、この規程を定めるものとする。

第2条(めざす子供像)

- 主体的に学び続ける子供
- 心身ともに成長しようとする子供
- 自立し協働できる子供

第2章 学校生活に関すること

第3条(服装)

校内外の学習生活及び登下校の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。

冬服 (10月～5月を目安に)	【上衣】 ブレザー(紺色 W 前イートン) 【ブレザーの下に着るもの】 ポロシャツ(襟つき, 白無地) 防寒着 ベスト・セーター等 (色は黒や紺等地味で無地のもの) ※暖かい場合は、防寒着を脱いで、上衣を着用 【下衣】 男子: 丈長半ズボン(紺色スクールタイプ) 女子: ひだスカート(紐付き, 紺色スクールタイプ) ※防寒着として長ズボンを着用してもよい。 (黒か紺色で、学習に影響の無いもの)
夏服 (6月～9月を目安に)	【上衣】 ポロシャツ(襟つき, 白無地) 【下衣】 丈長半ズボン(紺色スクールタイプ) ひだスカート(紐付き, 紺色スクールタイプ)

体操服	規定のもの 【帽子】 赤白帽子(あごゴム紐付き) 【上衣】 クールネック半袖シャツ (寒い場合は長袖体操服を着用する) 【下衣】 フリージングパンツ(クォーター)
靴下	無地で白(普通の長さのもの) ※ワンポイント、フリルや模様のあるもの、ハイソックス(膝下までのもの)、スニーカーソックスは不可
運動靴	白の運動靴(多様な運動に適したもの) ※厚底やハイカット、特定の運動用等多様な運動に適さないものは不可
シューズ	屋内シューズ(白)、体育館シューズ(白) ※6年生で新しく体育館シューズを購入する場合は、中学校で使用するライン入りのものを購入してもよい。

帽子	校章入り規定のものを必ず着用 キャップ型またはメトロ型
名札	校章入り規定のものを左胸に必ず着用 ※上衣を脱ぐときは、名札を付け替える。

○登下校は、上記の規定服で行う。原則として、体操服では、登下校はしない。

○ポロシャツの裾は、ズボン及びスカートの中に入れる。

○スカートの下に体操ズボンを履かない。

○制服・体操服の下に着るインナーは、無地で白のものを着用する。

○体側服の半袖シャツの下に、長袖のインナーは着ない。

○通学には、ランドセルを使用する。防犯ブザー以外のキーホルダー等につけない。

○夏服、冬服の期間は目安とし、その前後で衣替えを行う。

○手袋やマフラー、ジャンパーは、登下校時に必要な人は着用してもよい。

(ジャンパーについては、①ランドセルに入る大きさ、②フードなし、③無地に近いもの、④丈の長さは、腰下程度のものとする。)

○体調等により、規定のものが難しい場合は、学校に申し出る。

第4条(頭髪等)

髪型は、清潔かつ学習や運動に合うような小学生らしい自然な形状を保つようにする。

①特別な髪型はしない。

染髪・パーマ・左右非対称・モヒカン・パンク・ツーブロック・そり込み等

②前髪は目にかからない。

③髪が肩にかかる場合は、結ぶ。髪留めなどは、黒・紺・茶色の派手でないもの。

不要なピンや飾りはつけない。

③次の行為も禁止にする。

ワックス、ムース等の整髪料。

マニキュアなど爪への装飾。

色つきリップクリームなど。

第5条(服装・頭髪に対する指導)

その場で改善できることはその場で改善させ、修正が必要な場合は猶予期間を設定する。違反が改善されない場合には、保護者に来校してもらい、特別な指導を行う。

第6条(欠席・遅刻・早退)

①遅刻・欠席の場合は、朝7時45分から8時10分の間に保護者が学校に連絡する。

②早退する場合は、学校から保護者に連絡した上で、早退する。保護者の迎えを原則とする。

第7条(欠席・遅刻・早退等に関する学校の取組み)

①朝の会までに連絡がない場合には、家庭連絡し、体調・理由等を確認する。

②遅刻が週2回に及ぶ場合は、家庭連絡し、改善策を協議する。

第8条(登下校)

①7時45分から8時10分の間に登校する。

②登下校時は、正門及び南門から出入りをする。

③交通ルールを守って、決められた通学路を通る。

・歩道や路側帯からはみ出ない。

・狭い道では、右側を一行で歩く。また、横断歩道では、左右を見て歩く。

④下校時刻を守り、遊ばずに帰る。最終下校時刻は、15時45分。

⑤近くの友だちと二人以上で登下校する。

⑥徒歩通学を原則とする。

第9条(不要物)

①携帯電話の持ち込みは、原則禁止とする。

②ゲーム機、音響機器、菓子、遊具等、学習に不要なものの校内への持ち込みは、原則禁止とする。

第10条(不要物に対する指導)

不要物の持ち込みは、児童に指導した上で、保護者(来校してもらうことを原則とする)に返却する。児童に直接返却はしない。携帯電話・タバコ、ライター・マッチ等については、所持を見付けた場合、その場で預かり、特別な指導を行う。

第11条(校内生活)

- ①職員室の出入りは、マナーを守って行う。
- ②教室等の鍵を借りるときは、必ず先生の許可を得る。使用後は、責任をもって返す。
- ③他人の物を無断で使用しない。友だち同士の金銭の貸し借りをしない。
- ④校舎内では、静かに行動する。
 - ・廊下や階段は、右側を静かに歩く。
 - ・教室移動のときは、2列で静かに移動する。
 - ・校舎内では、ボールを投げたり、蹴ったりしない。
- ⑤遊び場所は、運動場と中校庭とする。ただし、中校庭では、ボール等の道具を使つての遊びはしない。
- ⑥雨の日は、教室で読書などをして静かに過ごす。
- ⑦気持ちのよい挨拶や返事をする。
- ⑧3分前行動をして、ベルスタートができるようにする。
- ⑨掃除は、隅々まで時間いっぱい黙って静かに協力して行う。
- ⑩トイレのスリッパや靴箱の靴・シューズのかかとをそろえる。

第3章 校外での生活に関する事

第12条(校外生活)

- ①危険な遊びや人に迷惑がかかる遊びはしない。(花火・火薬など火を用いての遊びや、人に危害を与える恐れのある器具の使用、川や池での遊びなど)
- ②外出するときは、行き先・帰りの予定時刻などを連絡してから出かける。
- ③帰宅時刻は、3月～9月は18時、10月～2月は17時とする。
- ④友だちとのおごり合いや、物の貸し借り・売り買い・交換などはしない。お店での買い食いはしない。
- ⑤校区外へは、家の人と一緒にいく。
- ⑥用事がないのにお店に入らない。商店、スーパー等の買い物は、小学生らしい態度で礼儀を守り、万引き等の疑われる行動はとらない。
- ⑦交通規則を守り、安全な歩行や自転車の乗り方など事故防止に十分気を付ける。
 - ・道路を歩くときは、右側通行をし、急な飛び出しはしない。
 - ・自転車の二人乗り、スピードの出しすぎや、片手運転はしない。
 - ・3年生の自転車教室が終わってから、路上で乗ることが望ましい。
- ⑧法に触れる行為(窃盗・万引き、喫煙・飲酒、落書き等)は絶対にしない。
- ⑨携帯電話やタブレットなど、インターネット接続できる機器の使用や、SNS等の利用は、保護者の許可の下に行う。

第4章 特別な指導に関する事

第13条(特別な指導の目的)

特別な指導は、児童自身が起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送ることができるようになることを目的とし、問題行動を起こした児童には、保護者と連携しながら特別な指導を行う。

第14条(特別な指導の内容)

- ①特別な指導は、別室にて行い、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じた指導を行う。
- ②特別な指導は、複数教職員で行う。必要に応じて管理職も指導に入る。

③特別な指導は、《基本的な指導》に基づいて行う。

《基本的な指導》

- 事実確認をする。
- 個別指導をする。
- 保護者へ事実経過と指導方針を伝える。
- 三者(学校・児童・保護者)での指導と改善の約束をする。
- 事後の経過確認をする。

④特別な指導の際には、指導に当たった教職員が時系列で記録をとる。

⑤特別な指導の実施・期間等については、事案ごとに協議することとする。

<対象となる問題行動>

1 飲酒・喫煙・薬物等乱用

- ・警察等の関係機関との連携を取り、指導とともに心のケアを行う。

2 万引き

- ・警察等の関係機関との連携を取り、指導とともに心のケアを行う。

3 器物破損

- ・不慮の事故でない限り、保護者が弁償をする。

4 暴力行為

- ・怪我がないか安全確認を行う。
- ・保護者・本人で、相手に謝罪に行く。

5 いじめ

- ・被害者、加害者双方の話を聞く。
- ・保護者と本人で、謝罪をする。
- ・周囲の児童との関係にも注意をし、慎重に人間関係づくりをする。
- ・警察等の関係機関との連携を取り、指導を行う。
- ・SNSを介してのいじめでは、警察と連携を行う。

6 金銭トラブル(金銭強要)

- ・加害者の保護者と今後の対応(返済等)を相談する。
- ・警察等の関係機関と連携を取り、指導を行う。

7 校外飛び出し

- ・安全確保を最優先にし、保護に全力をあげる。
- ・一定期間探しても見つからない場合は、警察に保護願いを出す。

8 授業妨害

- ・自分で振り返りができ、落ち着いて学習ができるようになるまで、別室指導を行う。

9 落書き

- ・当事者が消すことを原則とする。

10 その他

- ・性に関するもの、刃物の所持、カンニング、指導の無視など、法規・法令に違反する行為や本校の規則等に違反する行為など、教育上指導が必要であると判断した場合

※法規・法令に違反する行為、暴力行為、いじめ等について、その内容や頻度(指導しても繰り返す)に応じて、教育委員会・警察・子ども家庭センターなどの諸機関と連携する。

※警察に補導された場合は、保護者引取りを基本とする。

※学校に連絡があった場合には、家庭へ連絡をして保護者引取りを基本とする。